

介護福祉施設サービス利用契約書

〔利用者〕 _____（以下「利用者」といいます。）と

〔事業者〕 社会福祉法人 清祥会（以下「事業者」といいます。）は、

利用者が、事業者が開設する特別養護老人ホームこすもすにおいて提供される「ユニット型介護福祉施設サービス」及び「介護福祉施設サービス」（以下、「施設サービス」といいます。）について、以下のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、施設サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して提供する施設サービスの内容については「重要事項説明書」により定めるとおりとし、別に作成する施設介護サービス計画（以下「施設サービス計画」といいます。）に沿って実施するものとします。
- 3 利用者は、本契約に定めるところ、契約の終了事由がない限りにおいて、必要なサービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に利用者のための施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。（以下、「計画担当介護支援専門員」といいます。）
- 2 計画担当介護支援専門員は、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者ができる限り自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題等を適切な方法により把握し、施設サービスの目標、内容等を記載した施設サービス計画案を作成します。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- 4 利用者は、計画担当介護支援専門員に対し、施設サービス計画の変更を要請できます。その場合、介護保険及び施設介護の趣旨の反しない範囲で、できる限り利用者の希望に沿うように施設サービス計画を変更するものとします。

- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画案の作成や変更に際し、利用者又はその家族等に対して、その施設サービス計画案又は変更された施設サービス計画案の内容を説明し、同意を得るものとします。

第3条（施設介護サービスの内容と提供）

- 1 事業者は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、各種施設サービスを提供します。
- 2 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、以下のサービスを提供します。
 - ① 入浴、排せつ、食事等の介護
 - ② 相談等の精神的ケア
 - ③ 社会生活上の便宜
 - ④ 日常生活上の世話
 - ⑤ 機能訓練
 - ⑥ 健康管理及び療養上の世話
- 3 事業者は、介護保険給付対象外サービスとして、以下のサービスを提供します。
 - ① 契約者が選定する特別な食事の提供
 - ② 利用者に対する理美容サービス
 - ③ 別に定めるところに従って行う利用者からの貴重品の管理
 - ④ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
 - ⑤ その他の生活サービス
- 3 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は、本条の各種のサービスの提供にあたり、処遇上必要な事項について、利用者又はその家族等に対してわかりやすく説明します。
- 5 事業者は、本条の各種サービスの提供にあたり、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう心身の状況に応じた適切な処遇を行うとともに、他の保健医療及び福祉サービスとの密接な連携に努めます。

第5条（サービス利用料金の支払い及び領収書）

- 1 利用者は、介護保険給付対象サービスにつき、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：1割～3割）を事業者に支払います。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、利用者はサービス利用料金をいったん支払います。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 利用者は、介護保険給付対象サービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

- 3 利用者は、食事の提供を受けた場合、重要事項説明書に定める食事の提供に係る費用を事業所に支払います。また、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者支払います。
- 4 利用者は、ユニット型介護福祉施設サービス、介護老人福祉施設サービスの提供を個室又は多床室で受けた場合には、それぞれ重要事項説明書に定める所定の居室利用費用・光熱費等の居住に係る費用を事業者支払います。
- 5 事業者は、毎月翌月10日までに、当月分の利用料等を請求します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、利用回数等の内訳を明示します。
- 6 利用者は、前項の請求書に基づき、当月の利用料等を遅滞なく、事業者が指定する方法で支払います。
- 7 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
- 8 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けたときは、領収金額の内訳を明記した領収書を遅滞なく発行します。
- 9 利用者の介護認定区分の変更等により、やむを得ずサービス利用料等の支払いに過不足が生じた場合、事業者及び利用者は、速やかにこれを修正し、過不足分の返還あるいは支払いを行います。

第6条（利用料金の変更）

- 1 前条のサービス利用料金及び食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更に伴い、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 サービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、施設サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施します。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請援助を行います。
- 5 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、利用者の家族等に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度が変更された場合には、速やかに利用者に通知します。
- 6 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供に関する記録書類を整備し、それを5年間保管します。
- 7 利用者又はその家族等は、前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。但し、謄写においては、その実費相当額を利用者が負担します。

第8条（秘密の保持）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、施設サービスを提供する上で知り得た利用者又は利用者の家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、本契約で定める利用者の円滑な退所のための援助を行うために利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者又はその家族等の同意を得ます。

第9条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用します。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をします。
- 3 利用者の故意、過失又は趣向により、居室等の施設設備又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を利用者が別途負担します。但し、やむを得ない事情があると認められる場合には、その負担の一部又は全部を免除することがあります。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者又はその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定します。

第10条（家族代表者）

- 1 事業者は、利用者に対して、家族代表者を定めることを求めます。但し、社会通念

上、利用者に家族代表者を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 家族代表者は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- 3 家族代表者は、前項の責任のほか、以下の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。
 - ② 契約の解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他必要な措置。
 - ④ 利用者の家族等の連絡調整及び必要な措置

第 11 条（事故発生時の対応及び損害賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに行政等関係各機関並びに家族代表者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。秘密保持に違反した場合も同様とします。但し、利用者の側に過失がある場合には、損害賠償責任を減じることができます。
- 3 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。
- 4 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 利用者又はその家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 利用者又はその家族等が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 利用者又はその家族等が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ⑤ 地震・噴火等の天災その他により損害が発生した場合

第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他の事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、

所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできません。

第 13 条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができます。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 本施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 本契約に定めるところに基づき、本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、入院した場合等には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が第 1 項の通知を行わずに、居室から退去した場合には、事業者は利用者又はその家族等に解約の意思を確認するものとし、その意思を表明した場合、その日をもって本契約は解約されたものとします。
- 4 利用者又はその家族等は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ② 事業者もしくはサービス従事者が本契約に定める秘密保持に違反した場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ④ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- 5 第 5 条第 6 項の規定は、本条に準用されます。

第 15 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者又はその家族等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 利用者又はその家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重

要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② 利用者又は家族代表者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、14 日間の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ⑤ 利用者又はその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設等に入院又は入所した場合

第 16 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、利用者が本施設を退所する場合には、利用者又はその家族等の希望により、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 17 条（利用者の入院に係る取り扱い）

- 1 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再び本施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に本施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 利用者が病院又は診療所に入院した後 6 日以内に退院した場合は、利用者又はその家族等は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が 6 日を超える場合には、利用者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第 18 条（居室の明け渡し－精算－）

- 1 本契約が終了する場合において、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び居室等の原状回復、その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡します。
- 2 利用者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履

行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

- 3 利用者又はその家族等が、円滑な退所にかかる援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第5条第6項を準用します。

第19条（残置物の引取等）

- 1 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合には、家族代表者にその旨連絡するものとします。
- 2 家族代表者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、家族代表者に特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、家族代表者が1項の連絡後2週間を過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を家族代表者に引き渡すものとし、その引き渡しに係る費用は家族代表の負担とします。

第20条（一時外泊）

- 1 利用者は、事業者の同意を得た上で、1か月に6日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとします。

第21条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第23条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者又は家族代表者等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本契約書を2通作成し、利用者及び家族代表者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有します。

平成 年 月 日

〔利用者〕私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約の定めるところに従い、特別養護老人ホームこすもすに入所し、各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

住 所
氏 名

印

〔署名代行者〕私は、利用者本人の契約意思を確認し、下記の理由により上記署名を行いました。

住 所
氏 名
代行理由

印

〔家族代表者〕私は、以上の契約内容についての説明を受け、家族代表者の責任について理解の上、署名捺印します。

住 所
氏 名

印

〔事業者〕当施設は、指定介護老人福祉施設事業者として、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒928-0395 石川県鳳珠郡能登町字五郎左エ門藤 17 番地
名称 社会福祉法人 清祥会 特別養護老人ホームこすもす
代表者 理事長 紙谷 靖博 印